

○茨城県立医療大学安全衛生委員会附属病院部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学安全衛生委員会運営要領第6条第2項に基づき、附属病院部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会員)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。この場合において、少なくとも2名は茨城県立医療大学安全衛生委員会の委員を充てるものとする。

(1) 診療部医師 2名

(2) 副看護部長 1名

(3) 看護部各師長

(4) 理学療法科長

(5) 作業療法科長

(6) 薬剤科長

(7) 栄養科長

(8) 病院管理課職員 1名

(9) その他、必要に応じ院長が指名する者若干名

2 前項第1号の診療部医師及び第8号の病院管理課職員は、それぞれ診療部長及び病院管理課長が推薦する。

3 部会長は、第1項第1号の診療部医師のうち1名を充てる。

4 部会長が事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代行する。

(任期)

第3条 部会長及び前条第1項第2号から第7号に掲げる部会員の任期は、それぞれ当該各号に規定する職にある期間とし、その他の部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めることができる。
- 5 部会長は、部会員の3分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、速やかに、部会を招集しなければならない。

(業務内容)

第5条 部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療大学安全衛生委員会の事業計画に基づき、以下の事業の実施状況を確認する。
(大学との同時開催・同時実施を含む)

	項目	内容
1	各種検診(人間ドック, 脳ドック, 婦人科検診, 退職予定者検診等)	病院職員に対して必要な検診を実施
2	健康診断, 電離放射線健康診断等, 各種健康診断	病院職員に対して必要な健康診断を実施
3	感染症抗体検査	抗体検査が必要な大学・病院職員に対して検査を実施
4	交通安全講習会	病院職員に対して講習会を実施
5	ストレスチェック	病院に関して課題抽出及び対策検討
6	予防接種(インフルエンザ)	大学・病院職員に対して予防接種を実施
7	メンタルヘルス研修会	病院職員に対して研修会を実施
8	喫煙者数調査	病院職員に対して調査を実施
9	産業医巡視	病院内の巡視を実施

- (2) 医療大学安全衛生委員会の結果を確認し、院内各部門への周知を行う。
- (3) その他、附属病院における安全衛生に係る事項を検討する。

(事務)

第6条 部会の事務は、病院管理課において行う。

付 則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。